

## 第2章 情報収集と伝達

### 1 災害時医療情報網の整備

県の災害時医療情報網は図4のとおりです。災害時に円滑な医療救護活動を実施するための通信連絡手段として、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、地区歯科医師会及び災害拠点病院等にMCA無線や衛星携帯電話等を配備しています。

国では「広域災害救急医療情報システム」(EMISS)を運営し、被災地の医療機関の被災状況や稼働状況、各都道府県のDMATの活動状況等に関する情報の収集・共有しています。県においても、県内全ての病院でEMISSに加入し、医療機関からの被害情報の収集等に活用しています。

なお、MCA無線を使用する際には、可能な限り全グループ通信を使用せず、個別局呼出又は同一グループでの通信を行うようにします。これは、全グループ通信の実施により、同時に行われている他のグループ内での通信連絡が切断されるのを防ぐためです。

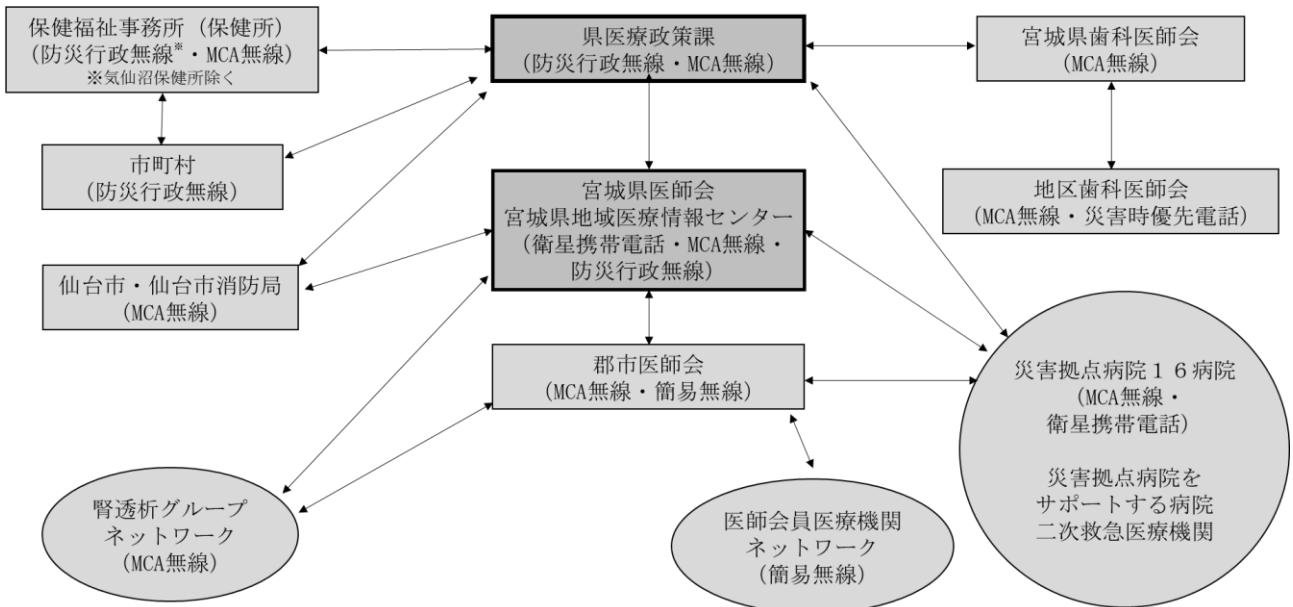


図4 災害時医療情報網図

## 2 EMISの切り替え基準と被害報告基準

県保健医療調整本部は、下記の場合にEMISを「警戒モード」、「災害モード」に切り替えます。

- (1) 警戒モードへの切り替え基準
  - ・県内で震度5弱又は5強の地震を観測した場合
  - ・県内で津波警報が発表された場合
  - ・その他本部長が必要と認めた場合
- (2) 災害モードへの切り替え基準
  - ・県内で震度6弱以上の地震を観測した場合
  - ・県内で特別警報が発表された場合
  - ・その他本部長が必要と認めた場合

(1)の場合においては災害拠点病院が、(2)の場合においては災害拠点病院及び基準に該当した市町村内の医療機関（病院）がEMISの「緊急時入力」から建物・インフラの状態等を入力するものとします。

## 3 医療機関の被災状況・稼働状況等の収集・伝達（被災地内）

県保健医療調整本部は、1の情報網を活用するとともに、関係機関等と連携しながら、医療機関の被災状況及び稼働状況等について一元的に情報の収集・伝達を行います（図5）。なお、県保健医療調整本部や地域保健医療調整本部の当日の組織体制や、連絡窓口については、組織体制構築後すみやかに関係機関と共有することとします。

- (1) 医療機関（病院）は、2によりEMISの「緊急時入力」による被害報告後、被害状況が明らかとなる都度「詳細入力画面」から診療状態や応援の必要の有無等を入力します。
- (2) 地域保健医療調整本部及び仙台市健康福祉局は、EMIS未入力の医療機関の被災状況及び活動状況等について被害情報を収集し、EMISに代行入力を行います。  
 地域保健医療調整本部及び仙台市健康福祉局において代行入力が行うことが困難なときは、災害拠点病院が担当地区内の医療機関の代行入力を行うことがあります。また、仙台市内については複数の災害拠点病院が所在しているため、別途災害拠点病院の担当地区を定めます。
- (3) 県保健医療調整本部に直接寄せられた情報は、医療政策担当の職員が情報受付カードに記録し、そのうち、医療チームや物資等の支援要請及び支援の申し出については県災害対策本部事務局又は関係する部・課に引き継ぎます。
- (4) 医療機関からのEMIS入力がなく、被害状況が確認できない場合は、医療機関の被災・孤立も考えられるので、県保健医療調整本部はDMATの協力による情報収集を検討・調整します。
- (5) 県保健医療調整本部は、EMIS等により収集した情報をとりまとめ、災害対策本部に報告します。
- (6) 情報は必要に応じ厚生労働省（本省、東北厚生局）、災害拠点病院及び県内消防本部（局）他関係機関に伝達するとともに、報道機関への情報提供に活用します。

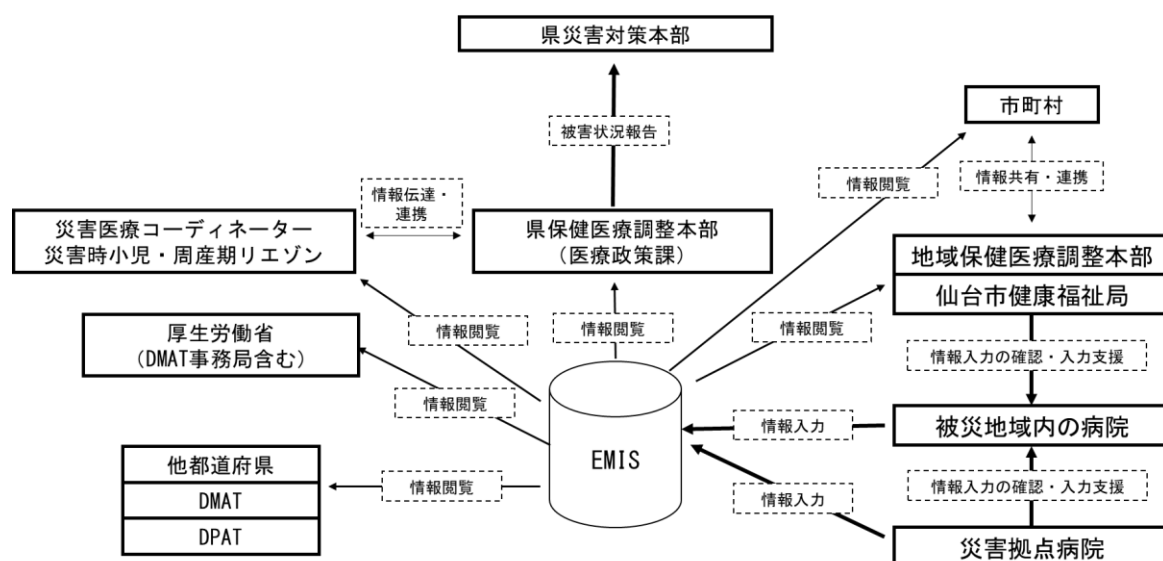


図5 被災地内医療施設の被災情報の収集・伝達フロー

#### 4 医療機関の稼働情報の収集・伝達（被災地外）

多数の傷病者の発生により、被災地外への患者搬送が見込まれる場合、県保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて、県内被災地外の医療機関へEMISの入力を依頼することとし、当該医療機関は、EMISにより患者の応需可否等の情報を入力します。

県保健医療調整本部は、図3に示すとおりEMISにより被災地外の医療機関の稼働状況について一元的に情報を収集し、被災地へ伝達します。

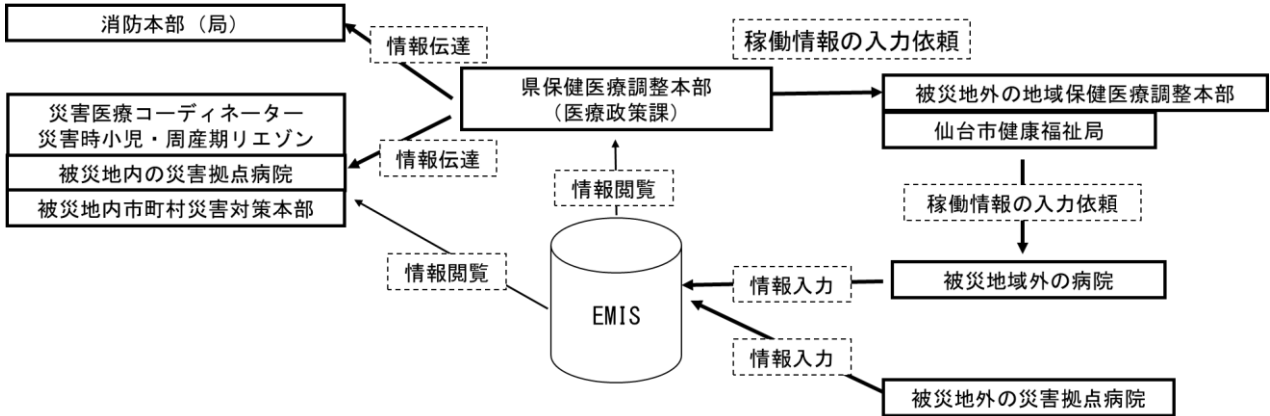


図6 被災地外医療施設の稼働情報の収集・伝達フロー

## 5 医療救護対応状況の把握

- (1) 市区町村は、地域保健医療調整本部又は仙台市健康福祉局に医療救護班の活動状況を報告します。
- (2) 地域保健医療調整本部及び仙台市健康福祉局は管内市区町村における救護所の設置状況、救護班の活動状況等を取りまとめ、県保健医療調整本部に報告します。県保健医療調整本部はとりまとめ後、県災害対策本部へ報告します。
- (3) 市区町村は、当該市区町村の体制のみでは十分な医療救護活動を実施できないと判断した場合、地域保健医療調整本部を通じて県保健医療調整本部に対し、医療救護班等の派遣、医薬品等の供給等について要請します。
- (4) 県保健医療調整本部・地域保健医療調整本部は、市区町村からの要請がない場合であっても、災害の状況に応じて必要と認められるときには、医療救護班等を派遣して医療救護活動を実施するとともに医薬品等を供給します。

## 6 住民への情報提供

被災地内の住民に対する、診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市区町村が主体となって行います。また、県においても、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関を通じ、的確な情報を迅速に提供します。

なお、住民への情報提供に当たっては、重症度に応じた医療機関の役割分担（「軽傷者は医療救護所や診療所へ」など）や各医療機関の患者受入状況について周知を図るなど、特定の医療機関（救命救急センター、災害拠点病院など）に患者が集中しないよう配慮することとします。

## 7 薬局及び医薬品等棚卸販売業者の被災状況・業務継続状況等の把握

県保健医療調整本部は、事前に整備している緊急連絡先を活用するとともに、関係機関と連携しながら、薬局及び医薬品等卸販売業者の被災状況・業務継続状況等について一元的に情報の収集・伝達を行います。（詳細は「災害時薬事関連業務マニュアル」を参照。）